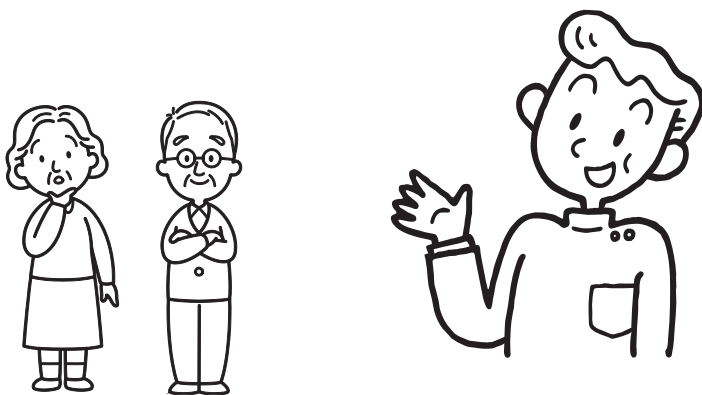


医療費の支払いや今後の療養生活 の不安を感じた時に

～知っておきたい制度のご案内～



埼玉医科大学国際医療センター

患者支援センター 医療福祉相談室

がん相談支援センター

はじめに

けがをしたとき、病気がわかったとき、
患者さんやご家族には様々な心配が出てくると思います。

患者さんの病気やお身体のことはもちろん、
これからの生活のこと、仕事のこと、家族のこと、
気にかかることはたくさんあるかもしれません。
この小冊子は、医療費の負担を軽くする制度をはじめ、
療養生活を支える制度について、ご紹介しています。

この小冊子でご案内した制度の他にも
相談したいことや知りたい情報がありましたら
ソーシャルワーカーまでお気軽にお声掛けください。



* 病気やけがで仕事を
休むとき *



◎ 傷病手当について

病気やけがで仕事を休む場合、1日につき標準報酬月額(普通の給与)の3分の2に相当する額が傷病手当として支給されます。入院・通院どちらでも該当します。

傷病手当の支給期間は仕事を休んで4日目から、通算1年6ヶ月です。なお、さかのぼって請求できるのは2年前までとなります。

※加入されている保険によって、支給条件や期間が異なります。ご確認ください。

対象となる方

- ①健康保険に加入されている方(国民健康保険には傷病手当がありません。)
- ②療養のために仕事を3日間連続して休んでいる方(加入されている保険によって異なります)
- ③療養中に給与を支給されない、あるいは傷病手当よりも給与が少ない方
上記①～③全てに該当している方が対象となります。

※仕事に関係する病気やけがの場合は、労働災害補償保険の適用についてご確認ください。

※すでに退職した方や、傷病手当の受給期間中に退職した場合でも、引き続き傷病手当を受け取れる可能性があります。

※再発の場合の請求に関しては、医療保険者またはソーシャルワーカーへご相談ください。

申請窓口

- ・勤務先の社会保険担当(総務課など)
- ・加入している医療保険者

(全国健康保険協会の都道府県支部・健康保険組合・共済組合など)

※退職後に申請を検討する場合は、加入していた医療保険者へご相談ください。

申請の手順

- ①「傷病手当金請求書」を申請窓口から取り寄せます。
- ②「傷病手当金請求書」の医師意見欄への記載を主治医に依頼します。
- ③勤務先へ「傷病手当金請求書」の事業主証明欄の記入、4日以上仕事を休んでいることを証明できる出勤簿や賃金台帳等の取り寄せを依頼します。
- ④必要書類が揃ったら上記の窓口へ提出します。



この小冊子は、一部公的な補助を受けて作成しております。

埼玉医科大学国際医療センター
患者支援センター 医療福祉相談室
がん相談支援センター

2023年4月1日

(2023 年 4 月 1 日更新)